

高齢者等の活躍創造による過疎地域活性化事業委託業務
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

飛騨市宮川町を主な対象とした自宅等の空きスペースを活用、または地域住民の有するスキル等を活用するシェアリングエコノミーサービスによる過疎地域活性化を目指す事業を実施します。

この実施要領は「高齢者等の活躍創造による過疎地域活性化事業」について、委託業者を選定するプロポーザル（公募型・企画提案）方式により公正かつ公平に実施することを目的に必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

- (1) 発注者 飛騨市
- (2) 業務名 高齢者等の活躍創造による過疎地域活性化事業委託業務
- (3) 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から平成31年 3月 8日まで
- (5) 委託費の上限 3,746,789円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 前払金 なし

※ この公募型プロポーザルにより特定された者と仕様を協議のうえ随意契約を行います。

3 プロポーザル参加資格等

- (1) 業務選定方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 参加資格及び条件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とし、なお、この企画提案において、複数企業による共同企業体での応募は認めません。

- ①平成30年度飛騨市物品入札参加資格業者名簿に、平成30年7月23日現在掲載されている者であること。
- ②過去5年間においてシェアリングエコノミーを活用した事業を継続して行い、当該業務経験がある担当者を本業務において配置することができる者。
- ③過去5年間において観光庁のガイドラインに沿ったイベント民泊を企画し行ったことがあり、当該業務経験がある担当者を本業務において配置することができる者。
- ④参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、飛騨市製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（平成22年飛騨市告示第169号）の規定に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項の規定※に該当しない者であること。
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平

成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑧破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がなされていない者

⑨自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ)暴力団員でなくなった日から5年度経過しない者

(エ)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※④から⑨については、連携協力企業等(参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者)があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

※地方自治法施行令(関連部分抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二條第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四條の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 スケジュール

項 目	日 程
公募受付	平成30年7月10日（火）～7月23日（月）
参加申込書兼誓約書提出期限	平成30年7月23日（月）
質問書受付期間	平成30年7月10日（火）～7月20日（金）
質疑書に対する回答期限	平成30年7月23日（月）
企画提案書等提出期限	平成30年7月27日（金）
審査（プレゼンテーション）	平成30年7月30日（月）
選考結果・通知	平成30年7月31日（火）
契約締結	平成30年8月 1日（水）

※日程については、飛騨市の都合により変更する場合があります。

5 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

この公募型プロポーザル方式に参加する者は、次の書類を提出してください。

	様 式	書 類 名	部数	提出期限
1	様式1	参加申込書兼誓約書	1部	7月23日（月）
2	様式2	提案者情報書 （別紙1）会社業務実績調書		
3	様式3	業務実施体制書 （別紙1・別紙2） 業務実施責任者・実務担当者一覧表	5部	7月27日（金）
3	任意 様式	業務実績の内容が確認できる契約書等の写し		
4		企画提案書		
5		見積書		

※各様式は、飛騨市ホームページ(<http://www.city.hida.gifu.jp/>)より入手してください。

(2) 参加申込書兼誓約書の提出（様式1）

ア 提出期限 平成30年 7月23日（月）午後5時まで

イ 提出先 飛騨市役所 商工観光部観光課

ウ 提出方法 持参または書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

※ この公募型プロポーザルへの参加は、参加申込書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなします。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届出書（様式任意。代表者印の押印及び辞退理由の記載は必須。）を提出してください。

(3) 提案者情報書（様式2）、企画提案書、見積書等の提出

ア 提出期限 平成30年 7月27日（金）午後5時まで

イ 提出先 飛騨市役所 商工観光部観光課

ウ 提出方法 持参または書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

(4) 提案者情報書について

ア 提案者情報書（様式2）

会社情報について必要事項を記載してください。

イ 会社業務実績調書（様式2_別紙1）

- ① 過去5年間におけるシェアリングエコノミー活動実績を、最大5件まで記載してください。
- ② 過去5年間におけるイベント民泊の開催実績を、最大5件まで記載してください。
- ③ 記載された業務実績の内容が確認できる契約書等の写しを添付してください。

(5) 企画提案書、見積書について

ア 企画提案書制作の留意事項

- ① 企画提案書は、文字サイズ10ポイント以上としてください。
- ② この手続において使用する用語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。
- ③ 企画提案書の様式は日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。
また、イ「企画提案書記載事項」に示す構成及び順序としてください。
- ④ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、図やイラスト等を用いた分かりやすい表現を心がけてください。
- ⑤ 評価の公平性を保つため、企画提案書には、表紙以外に提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品等）を記載しないでください。
- ⑥ 企画提案書は、1者につき1種（5部）とします。

イ 企画提案書記載事項

① 業務実施体制等

(a) 業務実施体制書（様式3）

業務の実施にかかる体制及び受注者が実施する業務を明確にするため、飛騨市と受注者の役割分担について記載してください。

(b) 業務実施責任者・実務担当者一覧表（様式3_別紙1及び別紙2）

業務実施責任者及び実務担当者の業務実績を記載してください。

② 企画提案書記載内容等（表紙を含め15ページ程度で記載してください）

下記の項目について、具体的な提案をしてください。

(a) 事業の実施計画

- ① 全体計画に関する提案
- ② 業務フロー及び工程表
- ③ 中間支援組織設置に関する提案
- ④ 集客業務に関する提案
- ⑤ イベント民泊に関する提案
- ⑥ 上記③～⑤の他、市政、観光、地域振興施策等に有効な独自の提案
- ⑦ 事業の成果見込みに関する提案

目標値：ホスト数＝ホームシェア10人、スキルシェア（ガイド）10人

ゲスト数＝ホームシェア30人、スキルシェア（ガイド）10人

(b) 業務の実施体制

- ①事業の実施体制
- ②事業実施の能力・実施実績（実績がある場合に記入）
- ③事業責任者・実務担当者の知識・経験・資格等
- ④事業費の積算

※この提案書記載の提案内容はそのまま採用するものではなく、双方協議のうえ都度決定します。

ウ 見積書について

見積書及び見積内訳書作成にあたっての注意事項

(a) 提案金額は、委託期間中の本業務にかかる費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

(b) 当該業務に係る取材費、旅費、食費、その他必要と見込まれる経費は全て計上してください。

(c) 事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品等）は必要に応じて計上してください。

(d) 見積書には、称号または名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印してください。

6 提出書類の取扱い

ア 提出期間終了後は、提出書類に記載された内容を変更することは認めません。

イ 提出された書類は一切返却しません。

ウ 提出された企画提案書の著作権は、プロポーザル提案者に帰属するものとします。なお、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他各種法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。

エ 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を制作することがあります。

オ 提出書類は、このプロポーザルの目的以外には使用しません。

カ 提出書類は、飛騨市情報公開条例（平成16年飛騨市条例第14号）に基づいて公開する場合があります。

キ 提案者から提供された従業員等の個人情報は、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いません。

ク 個人情報の取扱いは、飛騨市個人情報保護条例（平成16年飛騨市条例第15号）に基づきます。

ケ 提出書類の内容については、別途確認することがあります。

7 質問票の提出及び回答方法

(1) 質問方法

ア 質問票（様式4）を電子メールで提出し、必ず電話で着信確認してください。なお、フリーメールからの送信は受信しませんので留意してください。

メールアドレス syokokanko@city.hida.gifu.jp

イ 質問票の提出期限 平成30年7月20日（金）午後5時まで

ウ 質問の回答方法

質問の回答は、質問者を伏せて飛騨市ホームページ(<http://www.city.hida.gifu.jp/>)に掲載します。ただし、質問の内容により、この公募型プロポーザル方式に公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加または修正事項とみなします。

エ 質問の回答 平成30年7月23日（月）まで

8 審査

(1) 審査方法

飛騨市が設置する「高齢者等の活躍創造による過疎地域活性化事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が定めた評価基準に基づき、審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーション選考の内容を総合的に審査し、最優秀者1名及び次点1名を特定します。ただし、各審査委員の得点を合計した平均点が最高得点（100点満点）の6割未満の得点の者は選定しません。また、最高得点の者が同点の場合は、審査委員会において審査し、順位を特定します。

(2) プレゼンテーション選考

ア 企画提案書を提出した者には、以下のとおりプレゼンテーション選考を行います。

① 実施日 平成30年7月30日（月）13：30～

※市の都合により日程変更の場合がありますのでご注意ください。

② 出席者 業務実施責任者を含む3人以内

③ 内容 企画提案内容の説明及び質疑応答

④ 時間 1者につき30分以内（プレゼンテーション約20分、質疑約10分）

⑤ その他

- ・プレゼンテーション選考は非公開とし、会場、時間等は別途連絡します。
- ・プレゼンテーション選考時に、審査委員会の委員との利害関係の有無に関し、任意の書面にて申し出てください。
- ・プレゼンテーションには、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではなりません。
- ・使用する備品等は、すべて提案者で用意してください。ただし、プロジェクター、スクリーン及びコンセントは飛騨市で準備します。
- ・プレゼンテーション選考は、原則提出書類に基づき行い、新たな配布資料は認めません。ただし、会社業務実績調書（様式2_別紙1）に記載したものに限り、過去に

製作した製作物の使用を認めます。

※参加者多数の場合には、書類審査により、プレゼンテーション選考の参加者を3者程度に選定する場合があります。

(3) 審査基準

企画提案書等の評価項目、判断の着目点及び配点は、「評価項目一覧表」のとおりとします。

評価項目一覧表（100点満点）

評価項目		評価の着目点		評価点					加重
				5点	4点	3点	2点	1点	
1	全体計画の立案	①	対象の地域住民等に密着した事業計画を立案しているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2
		②	効果的かつ具体的に継続できるよう（一過性とならないよう）工夫されているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2
		③	事業成果見込みは、目標を達成できるよう具体的な提案がなされているか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×1
2	中間支援組織運営とフォローアップ	④	組織を構成するメンバーと連携しながら、持続可能なスキームとするための提案となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2
		⑤	サービス提供者・利用者双方に対し安全・安心な仕組みとなるよう提案されているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×1
		⑥	インターネットを利用できない高齢者等のサービス提供者を見据えて、代替手段となる方法が検討されているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2
3	集客業務	⑦	サービス利用者を広く募集し、効果的に集客する提案となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2
4	イベント民泊の企画立案及び運営	⑧	観光庁のイベント民泊ガイドラインに沿った民泊体験会等の実施運営が計画されているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2
5	独自企画	⑨	市の現状を分析し、効果が期待できる特徴ある企画であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×1
6	事業の実施体制	⑩	一定期間現地に滞在し、地域住民に理解を促す又は得られ易くするための事業実施体制を整えているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×2
7	事業実施能力	⑪	本事業に類する事業実績・成果を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分活かせることが期待できるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×1
8	業務実施責任者の能力	⑫	業務実施責任者は、知識、経験、資格等を有し、指導・監督能力の高い者であるか。また市の政策等に精通しているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×1
9	事業費の妥当性	⑬	事業費の積算は妥当か。また、事業に要する費用と目標・効果とのバランスはとれているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	×1

(4) 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日参加者全員に文書で通知するとともに、最優秀者を飛騨市ホームページ(<http://www.city.hida.gifu.jp/>)上で公表します。また、結果に対する異議は一切受け付けません。

9 事務局との協議

最優秀者に決定した者は、契約締結に向けて仕様書の細目について事務局と協議を行うこととします。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければなりません。なお、最優秀者に決定した者との協議が不調のときは、審査による順位づけに基づき次点と契約締結に向けた交渉を行いますのであらかじめご承知ください。

10 その他

- (1) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを順守すること。
- (2) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とします。
- (4) 本業務を委託する相手方の決定については、最優秀者に決定した者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容について飛騨市と協議した上で決定します。事業者の特定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、本業務を委託する相手方を決定するものではありません。
- (5) 後年度において当該事業の継続が必要であると認められる場合には、本業務の契約者との間で仕様及び契約価格を協議のうえ随意契約を行うことがあります。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となります。なお、失格となった場合は、別途通知するものとします。
 - ア 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - イ このプロポーザルを公募した日以後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた場合
 - ウ 見積書の金額が、予定価格を超える場合
 - エ 提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合

11 事務局

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2-22

飛騨市役所 商工観光部 観光課

TEL: 0577-73-7463 (直通)

メールアドレス: syokokanko@city.hida.gifu.jp